

HP 後期高齢者医療制度障害認定申請について

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の方ですが、65歳から74歳で一定の障がいのある方も後期高齢者医療制度に加入することができます。

ご本人に保険料がかかりますが、医療機関での窓口負担が1割（現役並み所得者は3割）となり、医療費の負担が軽減される場合があります。

さまざまなケースがありますので、詳しいことはお問合せください。

【一定の障がいとは・・・】

- ・国民年金などの障害年金1・2級の方
- ・身体障害者手帳1～3級および4級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ・療育手帳A（重度）の方

お問合せ 国保年金課 ☎21-3184

※ 身体障害者手帳1～3級・精神障害者保健福祉手帳1級の方、知的障がいのある方でIQ50以下の方は、重度心身障害者医療費助成を受けることができますので、障がい保健福祉課（☎21-3187）までお問合せください。（所得制限あり）

交通料金助成事業をご利用の方へ

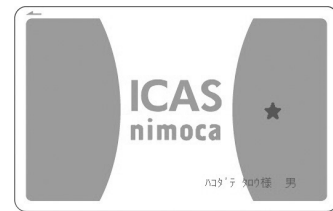
「イカすニモカ」にご自身の名前は入っていますか？

無記名のカードでも助成は受けられますが、カードを紛失した場合、再度助成の手続きが必要になるだけでなく、ポイントや残高もすべて無くなってしまいます。

「イカすニモカ」は無料で名前を入れることができますので、ご希望の方は「イカすニモカ」と身分証明書をお持ちのうえ、下記の場所で手続きをしてください。

記名式カードの取扱場所

- ▷函館駅前バス案内所
- ▷函館バス各営業所
- ▷駒場乗車券販売所



お問合せ 高齢福祉課 ☎21-3021

HP 知っていますか？ 助け合いのしるし「ヘルプマーク」

「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要とすることが外見からは分からない方が、着用することで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

このマークを見かけたら

電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。皆さんの心遣いが、マークへの理解と行動を促す原動力になります。

配布場所 障がい保健福祉課、
亀田福祉課、湯川福祉課、
保健所保健予防課

※ 配布はお一人様につき1つ

※ 障害者手帳や印鑑などは必要ありません。

お問合せ 障がい保健福祉課 ☎21-3263



HP ～相談時間を延長しています～ ひとり親家庭サポート・ステーション

ひとり親家庭サポート・ステーションでは、相談時間の延長を実施しています。

子どものことや仕事のことなど、お気軽にご相談ください。

■ひとり親家庭サポート・ステーション

相談場所 ▷子育て支援課（市役所本庁舎2階）
▷亀田福祉課（亀田支所1階）

相談時間 平日の午前8時45分～午後5時半

時間延長日・場所

▷毎月第2木曜日＝子育て支援課

▷毎月第4木曜日＝亀田福祉課

延長時間 午後5時半～7時半

※ 延長時間に相談を希望する方は、事前に電話連絡が必要です。

上記のほか、毎月1回日曜日（午前8時45分～正午）に相談窓口を開設しています。

詳しくは市のHPをご覧ください。

お問合せ ひとり親家庭サポート・ステーション

☎21-3193

今なら北ガスの電気に新規お申込みで、

電気代基本料金最大 5ヶ月無料キャンペーン実施中！2022年4月30日（土）まで

詳しくはWebで！ 検索

お申込みはこちら→ 

北ガスは函館にお住まいのみなさまの冬の暮らしを応援しています！ 

お電話での問合せはこちらまで 北海道ガス株式会社 函館支店営業グループ 0138-42-6505 函館市万代町8番1号 平日9:00～17:00（土日祝日は休み） 